

香川県報



号外2

平成18年

7月14日(金曜日)

香川県知事 真鍋武紀

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

- 香川県駐車場規則及び香川県庁地下駐車場利用規則の一部を改正する規則 (総務学事課) 一
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (職員課) 二
- 香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則 (健康福祉総務課) 三
- 香川県都市公園規則の一部を改正する規則 (観光振興課) 三
- 香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則 (にぎわい創出課) 四

告示

- 昭和四十年香川県告示第二百六十五号（香川県立病院の使用料及び手数料の一部改正） (県立病院課) 五
- 教育委員会規則 (公立学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則) 五
- 人事委員会規則 (職員の給料等の支給に関する規則及び期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則) 六

規則

香川県駐車場規則及び香川県庁地下駐車場利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十四日

香川県規則第六十五号

香川県駐車場規則及び香川県庁地下駐車場利用規則の一部を改正する規則 (香川県駐車場規則の一部改正)

第一条 香川県駐車場規則（平成五年香川県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表中「三十分」を「二十五分」に、「百三十円」を「百円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

一 香川県番町地下駐車場を日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日の午前七時から午後六時までの間において五時間を超えて利用する場合の当該利用に係る使用料は、一台につき千二百円とする。

二 香川県番町地下駐車場を午後六時から翌日の午前八時までの間において三時間二十分を超えて利用する場合の当該利用に係る使用料は、一台につき八百円とする。

別表第一号ロの表中「三十分まで」を「二十五分まで」に、「百三十円」を「百円」に改め、同表二の項中「六十分」を「五十分」に、「百三十円」を「百円」に改め、同表備考中「場合は、」を「場合の」に改め、別表第二号の表中

百三十円券（十一枚）	千三百円
二百六十円券（十一枚）	二千六百元
百円券（十一枚）	千円
百円券（六十枚）	五千元
百円券（百枚）	八千元

「七千八百円券」を「六千円券」に、「六千五百円」を「五千円」に、「二万三千円券」を「二万円券」に、「二万五百円」を「八千元」に改める。

（香川県庁地下駐車場利用規則の一部改正）

第二条 香川県庁地下駐車場利用規則（平成十六年香川県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「三十分」を「二十五分」に、「百三十円」を「百円」に改め、別表第二号の表中

「百三十円券（十一枚） 二百六十円券（十一枚）」	千三百円 二千六百円
「百円券（十一枚） 百円券（六十枚） 百円券（百枚）」	千円 五千円 八千円

「七千八百円券」を「六千円券」に、「六千五百円」を「五千円」に、「一万三千円券」を「一万円券」に、「一万五百円」を「八千円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十八年八月一日から施行する。ただし、第一条中香川県駐車場規則別表第二号の表の改正規定（「七千八百円券」を「六千円券」に、「六千五百円」を「五千円」に、「一万三千円券」を「一万円券」に、「一万五百円」を「八千円」に改める部分に限る。）及び第二条中香川県庁地下駐車場利用規則別表第二号の表の改正規定は、同年九月一日から施行する。

2 平成十八年七月三十一日から同年八月一日にかけて香川県番町地下駐車場又は香川県玉藻町駐車場を利用する者の当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年香川県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。
（就業の場所から勤務場所への移動等）

第二条の四 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

- 一 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
- 二 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動
 - イ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三条第一項の適用事業に係る就業の場所
 - ロ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条第一項に規定する職員の勤務場所

ハ その他勤務場所並びにイ及びロに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第二条の二第一項第二号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項
- 二 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第二条の二第一項第三号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第一項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第十一条第一項中「（昭和四十二年法律第二百一十一号）」を削る。

第十七条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を削る。

附則第五項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第二十九条第六項」を「第二十九条第八項」に改める。

附則第六項第一号中「以上の等級」を「以上の障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項第二号中「以下の等級」を「以下の障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附則第十七項中「身体障害」を「障害」に改める。

第一号様式補償の内容1(4)、第一号様式の二補償の内容1(4)並びに第七号様式注3並びに5(5)及び(7)中「~~障害~~」を「~~障害~~」に改める。

第十二号様式別記注意事項3(5)イ及び口中「~~障害~~」を「~~障害~~」に改め、同様式別記注意事項8(2)口中「~~障害~~」を「~~障害~~」に改める。

第十三号様式及び第十四号様式中「~~障害~~」を「~~障害~~」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条の四の規定は、平成十八年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

3 改正後の第十七条第一項各号の規定は、この規則の施行の日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十七号

香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則

第一条 香川県社会福祉総合センター規則(平成九年香川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

六 駐車場を回数券により利用する場合の使用料

種 類	使用料の額
百円券(十一枚)	千円

百円券(六十枚)

五千元

百円券(百枚)

八千元

第二条 香川県社会福祉総合センター規則の一部を次のように改正する。

別表第六号の表に次のように加える。

六千円券	五千元
一万円券	八千元

附 則

この規則は、平成十八年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年九月一日から施行する。

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十八号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則(昭和三十九年香川県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項の表中「栗林公園東門前駐車場」を「栗林公園東門駐車場」に改める。

第十二条第二項中「栗林公園東門前駐車場」を「栗林公園東門駐車場」に、「大型車」を「大型自動車」に、「小型車」を「普通自動車」に改める。

別表第二第一号アの表中「三十分」を「二十五分」に、「百三十円」を「百円」に改め、同号イ中「栗林公園東門前駐車場」を「栗林公園東門駐車場」に改め、同号イの表中「大型車」を「大型自動車」に、

「小型車」を「普通自動車」に、

百三十円	普通自動車	一台	二十五分
	小型車	一台	三十分

「百円」に改め、同表備考中「大型車」を「大型自動車」に、「小型車」を「普通自動車」に改め、別表第二第二号の表中

百三十円券(十一枚)	千三百円
二百六十円券(十一枚)	二千六百円
百円券(十一枚)	千円
百円券(六十枚)	五千円
百円券(百枚)	八千円

「七千八百円券」を「六千円券」に、「六千五百円」を「五千円」に、「一万三千円券」を「一万円券」に、「一万五百円」を「八千円」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年八月一日から施行する。ただし、別表第二第二号の表の改正規定中「七千八百円券」を「六千円券」に、「六千五百円」を「五千円」に、「一万三千円券」を「一万円券」に、「一万五百円」を「八千円」に改める部分は同年九月一日から、第十一号の改正規定並びに第十二号第二項及び別表第二第一号イの改正規定中「栗林公園東門前駐車場」を「栗林公園東門駐車場」に改める部分は同年十月一日から施行する。

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十九号

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則(平成十五年香川県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表駐車場の項を次のように改める。

駐車場	二時間以内	一台につき二十分までごと	百円
-----	-------	--------------	----

二時間を超え六時間以内	一台	六百円に二時間を超える三十分までごとに百円を加えた額
六時間を超え十二時間以内	一台	千四百円
十二時間を超え十六時間以内	一台	千四百円に十二時間を超える三十分までごとに百円を加えた額
十六時間を超え二十四時間以内	一台	二千二百円

別表第一第一号の表備考二を次のように改める。

二 駐車場を二十四時間を超えて利用する場合の使用料の額は、一台につき駐車時間二十四時間ごとに二千二百円とし、当該駐車時間に二十四時間未満の端数があるときは、当該端数についてこの表を適用して得た使用料を加えた額とする。

別表第一第五号の表を次のように改める。

種 類	使用料の額
百円券(十一枚)	千円
百円券(六十枚)又は六千円券	五千円
百円券(百枚)又は一万円券	八千円
百円券(三百枚)	二万二千五百円

別表第一第六号の表を次のように改める。

利 用 区 分	単 位	使用料の額
日曜日、土曜日及び休日を除く日	一台につき一月	一万八千円
	一台につき三月	四万八千六百円

午後五時三十分から翌日の午前九時まで	一台につき一月	一万円
	一台につき三月	二万七千円

附則

- この規則は、平成十八年八月一日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて駐車場を利用する者の当該利用に係る使用料のうち、施行日の午前八時三十分までの間の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

告 示

●香川県告示第五百十七号

昭和四十年香川県告示第二百六十五号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部を次のように改正し、平成十八年八月一日から施行する。

平成十八年七月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

別表第二中「三十分まで」を「二十五分まで」に、「百三十円」を「百円」に改める。

教育委員会規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十四日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第二十六号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第一条 公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十九年香川県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四項第二号中「派遣先の」の下に「機関において就いていた業務に係る」を加え、同項第三号中「の業務上」を「において就いていた業務に係る業務上」に、「をいう。以下この項において同じ」を「（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害

補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）をいう」に改め、同項第四号中「の業務上」を「において就いていた業務に係る業務上」に、「通勤」を「通勤（労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。次号において同じ。）」に改め、同項第五号中「の業務上」を「において就いていた業務に係る業務上」に改める。

（産業教育手当の支給に関する条例施行規則の一部改正）

第二条 産業教育手当の支給に関する条例施行規則（昭和三十三年香川県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号口中「派遣先の」の下に「機関において就いていた業務に係る」を加え、同号ハ中「の業務上」を「において就いていた業務に係る業務上」に、「をいう。二において同じ」を「（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）をいう」に改め、同号ニ中「の業務上」を「において就いていた業務に係る業務上」に、「通勤」を「通勤（労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。ホにおいて同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

ホ 職員が人事交流等により国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条

第一項に規定する国立大学法人に勤務する者となつた場合における当該国立大学

法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負

傷若しくは疾病

（定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則の一部改正）

第三条 定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則（昭和三十五年香川県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号口中「派遣先の」の下に「機関において就いていた業務に係る」を加え、同号ハ中「の業務上」を「において就いていた業務に係る業務上」に、「をいう。二において同じ」を「（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。）をいう」に改め、同号ニ中「の業務上」を「において就

ていた業務に係る業務上」に、「通勤」を「通勤(労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。ホにおいて同じ。)」に改め、同号に次のように加える。

ホ 職員が人事交流等により国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人に勤務する者となつた場合における当該国立大学法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第四条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年香川県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第五号ロ中「派遣先の」の下に「機関において就いていた業務に係る」を加え、同号ハ中「の業務上」を「において就いていた業務に係る業務上」に、「をいう。ニにおいて同じ」を「(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。をいう)に改め、同号ニ中「の業務上」を「において就いていた業務に係る業務上」に、「通勤」を「通勤(労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。ホにおいて同じ。)」に改め、同号に次のように加える。

ホ 職員が人事交流等により国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人に勤務する者となつた場合における当該国立大学法人において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の給料等の支給に関する規則及び期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十四日

平成十八年七月十四日印刷発行

印刷発行所

香川

県 庁

(購読料月極二千五百円)

香川県人事委員会規則第二十四号

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

職員の給料等の支給に関する規則及び期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年香川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第二号中「派遣先の」の下に「機関において就いていた業務に係る」を加え、同条第三号中「の業務上」を「において就いていた業務に係る業務上」に、「をいう。次号において同じ」を「(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。をいう)に改め、同条第四号中「の業務上」を「において就いていた業務に係る業務上」に、「通勤」を「通勤(労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。ホ)に改める。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年香川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第五号ロ中「派遣先の」の下に「機関において就いていた業務に係る」を加え、同号ハ中「の業務上」を「において就いていた業務に係る業務上」に、「をいう。ニにおいて同じ」を「(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。をいう)に改め、同号ニ中「の業務上」を「において就いていた業務に係る業務上」に、「通勤」を「通勤(労働者災害補償保険法第七条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。ホ)に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

